

掛川市条例第 2 1 号

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に変更する。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	定 数	所 管 事 項	名 称	定 数	所 管 事 項
(略)			(略)		
文教厚生委員会	8人	健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項	文教厚生委員会	8人	健康福祉部、 <u>こども希望部</u> 及び教育委員会の所管に属する事項
(略)			(略)		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。